

5月31日は「世界禁煙デー」

「受動喫煙から大切な人を守ろう！」

タバコには様々な病気を引き起こす有害物質が含まれています。自分でタバコを吸わなくても、他の人のタバコの煙にさらされ、間接的に煙を吸い込んでしまう受動喫煙で健康が害されることがあります。

特に子どもがいる家庭では受動喫煙に注意しましょう。

Q：離れた場所で吸えば大丈夫？
A：タバコの煙は無風でも7m先まで漂います。
 （風がある時はその2～3倍）

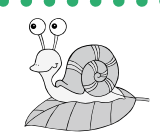
Q：換気扇の下で吸えば大丈夫？
A：料理の時に換気扇を回しても、臭いは残るよう
 に、煙の有害物質は残ります。

Q：窓を閉めてベランダで吸っているから大丈夫？
A：タバコの有害物質は髪の毛や洋服について部屋の中に入ってきます。

たばこを吸った後、しばらくの間は、吐き出す息にも有害物質は含まれています。
 あなたの身近にいる大切な人はもちろん、あなた自身を守るためにも、禁煙を始めてみませんか。
 禁煙補助薬を使用する禁煙方法が効果的です。
 お近くの薬局では薬剤師が、禁煙外来のある医療機関（市内11か所あり）では医師が相談にのってくれます。



※お問い合わせは 保健福祉センター（☎863-7373）まで



国保だより



医療保険制度についてのお知らせ

国保加入の手続きはお済みでしょうか。日本では、病気やけがをしたときに、経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、全ての方がいずれかの公的医療保険に加入することになっています。加入手続きは、届出制です。会社の健康保険の資格がなくなった場合など、他の保険の資格喪失後14日以内に、忘れずに国保加入の届出をお願いします。
 ＊加入手続きにより、国保税が課税されます。

＊国保税を長期間滞納した場合には、「短期保険証」、または「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。その場合でも、18歳未満の子どもさんについては、滞納の状況に関わらず最低6か月間の「短期保険証」が交付され、期限が来ると更新されます。
 ＊病気や経済状況の事情などにより納期までの納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、ご相談ください。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などで離職された非自発的失業者の方の国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、申請が必要です。
■対象者／次の全てに該当する方。
 ①雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認定された方。
 ②失業時に65歳未満の方。
 ③平成21年3月31日以降に失業された方。
■軽減額／該当者の前年中の給与所得を100分の30とみなして、国保税を計算します。

■軽減期間／離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。
 例えば、離職日が平成25年5月31日の場合は、平成25年6月から平成27年3月までが軽減期間となります。
＊軽減は平成22年度以降の国保税が対象となります。
■確認方法／雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードにより判定します。
■申請に必要なもの
 雇用保険受給資格者証、認め印

※お問い合わせは、市民課国保係（☎880-6555）まで

地域での支え合いを！！

～災害時要援護者台帳への登録について～

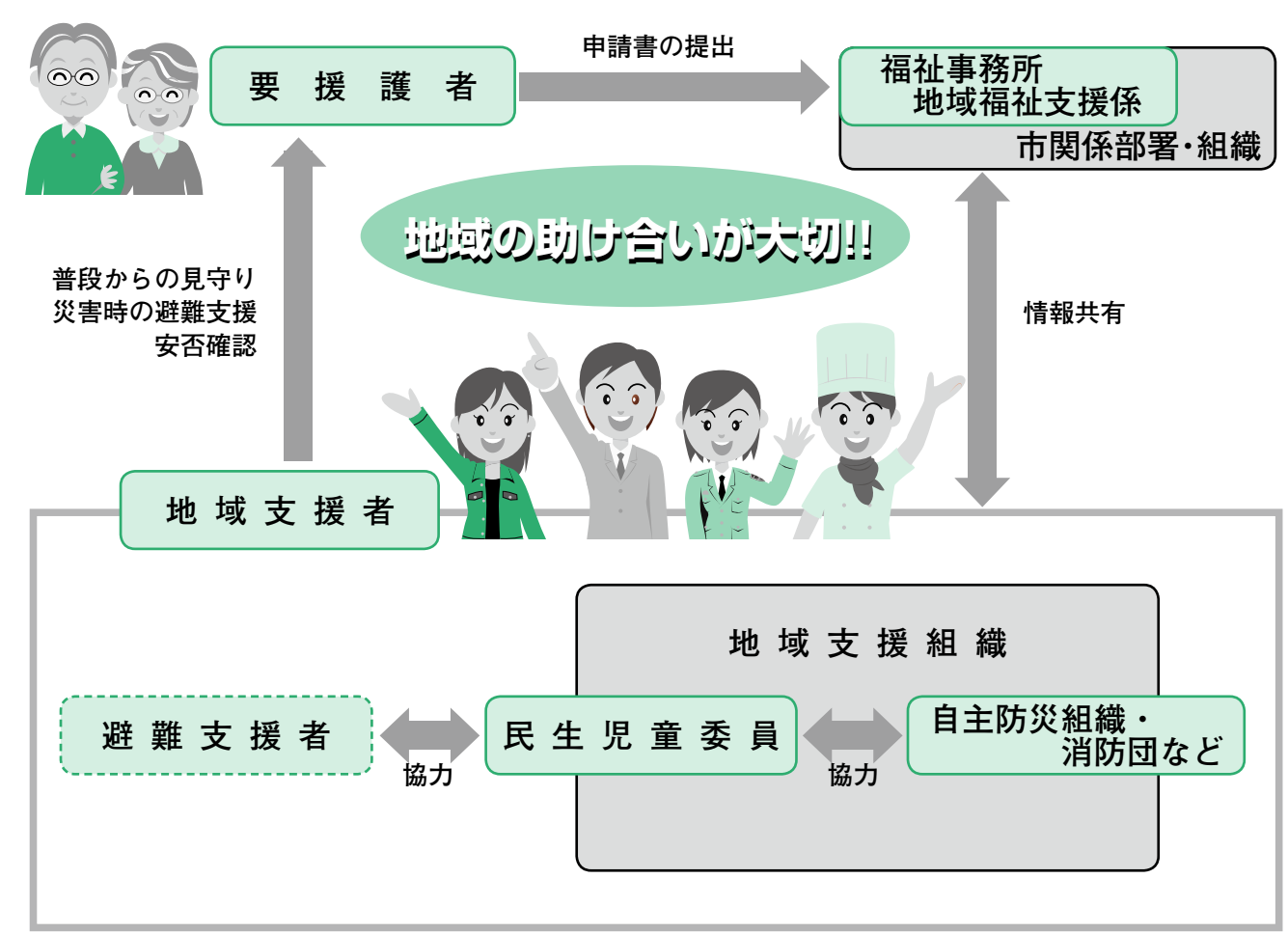
市では、災害時に自力での避難が困難な方、避難所での特別な配慮が必要な方など（災害時要援護者）の情報を地域と共有して、普段からの地域の助け合い（見守りなど）により、災害時の被害を少しでも減らすための体制づくりを目的に、災害時要援護者台帳システムの整備を行っています。

台帳への登録をご希望の方は、申請をお願いします。

また、登録済みの方で、登録内容に変更があった場合もご連絡ください。

■対象者／日常生活や災害時において地域の支援を必要とする次の①～⑥のいずれかに該当する在宅の方
 ①身体障害者手帳1級または2級を所有する方
 ②療育手帳A1またはA2を所有する方
 ③精神障害者手帳1級を所有する方

④75歳以上の方
 ⑤特定疾患受給者証を所有する方（難病患者）
 ⑥上記以外の方で、登録を希望する方
＊施設入所や長期入院中の方は対象外
■登録情報／氏名、住所、生年月日、電話番号、家族構成、要介護認定の有無、障害手帳の有無など
＊必要な個人情報を自主防災組織や民生児童委員、消防団などに提供することについて同意の上、登録してください。
＊災害時の支援だけでなく、普段の見守り、防災訓練などにも活用します。
■備考／台帳への登録によって災害時などの支援が保障されるものではありませんが、「自らの命は自らで守る」の心構えのもと、地域でできる範囲で助け合おうとする仕組みづくりにご協力をお願いします。



※登録・お問い合わせは、福祉事務所地域福祉支援係（☎880-6566）まで